

# ユーカリが丘二丁目子ども会会則

## (前文)

ユーカリが丘二丁目子ども会と育成会は、会の円滑な運営と活発な活動を図るため、子ども会・育成会は、二丁目全体を対象に会を組成するものとします。

## 第1条 (会の名前)

わたしたちの会は、ユーカリが丘二丁目子ども会とよびます。

## 第2条 (対象)

わたしたちの会は、ユーカリが丘二丁目に住んでいる小学生をもって、メンバーとします。

## 第3条 (目的)

わたしたちの会は、遊びや活動を じて、学年を問わず、みんなで仲良く交流します。

## 第4条 (役員)

わたしたちの会は、次の役員をおき任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記

## 第5条 (役員の仕事)

わたしたちの役員は、次の仕事をします。

1. 会長は、この会を代表し、まとめ役となります。
2. 副会長は、会長を助け、時には会長の代理をします。
3. 書記は、主に子ども会の回覧を作ります。

## 第6条 (役員の選出)

わたしたちの会は、みんなで選出します。

## 第7条 (経費)

わたしたちの会の経費は、次によってまかさないます。

1. 自治会の助成金
2. 資源の回収代金
3. 資源回収協力報償金
4. その他

## 第8条 (会則の変更)

わたしたちの会の会則は、総会を開いて、あらためることができます。

### 附 則

1. この会則は、平成4年4月18日より施行する。  
(平成17年4月2日総会で一部改正)